

事務連絡  
令和3年5月31日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中  
市町村 障害保健福祉主管部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む  
感染者発生時の支援策について

障害者支援施設等に入所・入居（以下「入所等」という。）している障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、当該障害者が軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、当該障害者の障害特性を踏まえ、必要な準備や感染症対策を行った上で、施設内で療養することがあります。その際の留意点等については「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」（令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年7月3日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、施設内で療養を行う障害者支援施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、平時からのシミュレーション、感染者が発生した場合に活用可能な支援等について改めてまとめましたので、管内の障害者支援施設等に対して周知をお願いします。

記

1. 感染者発生に備えた対応等

(1) 感染対策のシミュレーションの促進

- 障害者支援施設等における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用、ゾーニング等の感染管理、職員の確保等について、事前にシミュレーションを実施することが重要であることから、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成。以下「ガイドライン」という。）、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成。以下「マニュアル」という。）等を参考に、管内施設への実施を促進すること。

- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）、  
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」（令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf>
- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年7月3日厚生労働省事務連絡健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

## （2）高齢者施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検促進等

- 障害者支援施設等に入所等する高齢者及び基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があること、障害者支援施設等を含む高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで障害者支援施設等を含む高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしているところである。
- これまで、自治体における働きかけの事例、定期的な検査の意義、定期的な検査等により感染者が発生した施設への支援等について示しており、特に障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者の集中的検査実施計画を策定している都道府県及び保健所設置市においては、これらも活用しつつ、引き続き集中的検査の受検について積極的に働きかけを行うこと。

## 2. 施設内療養に関する支援等

### （1）施設内療養時の対応方法等

- 施設内療養時の障害者支援施設等における取組等については、ガイドライン、マニュアル等において示しているところであるが、今般、高齢者施設向けに「施設内療養時の対応の手引き」（別添）が作成されているので、障害保健福祉主管部局においても適宜参照の上、施設内感染が発生した施設への支援として活用すること。
- なお、施設内で感染者が発生した場合には、速やかに感染拡大防止対策を行い早期収束に努めることが重要であることから、感染管理を含めた、ガイドライン、マニュアル等における感染者発生時の対応が適切に行われるよう、2.（2）①の感染制御・業務継続支援チーム等による支援を実施すること。

## (2) 施設内療養時の支援（人材に係る支援）

### ① 感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣

- 各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家や DMAT・DPAT 等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているため、感染が確認された場合に迅速に対応できるよう、都道府県内で連携を図っておいていただきたいこと。

また、高齢者施設等においてクラスターが発生した場合の対応等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班及びクラスター対策班では、各班に所属する DMAT や感染症管理の専門家による相談対応や、都道府県の要請に基づき必要な人材の派遣等を行うなどの支援を行っていること。

- ・「高齢者施設等における感染制御及び業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」（令和3年2月10日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000737597.pdf>

### ② 介護職員等の応援職員の派遣

- 都道府県においては、平時から都道府県単位の障害福祉サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。

また、都道府県、指定都市及び中核市においては、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を支援する補助制度を活用することができること。

## (3) 施設内療養時の財政支援

- 都道府県、指定都市及び中核市においては、感染者が発生した障害者支援施設等が、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する補助制度を活用することができること。

以上